

「市民憲章の見直し」事業 実施報告書

平成 28 年度

狛江市民憲章見直し検討委員会 / 狛江市

平成 29 年 3 月

■ 事業実施目的

市民憲章を制定してから40年が経過し、市民憲章を知らない市民も多い。市民憲章は本来、狛江の市民のためのものであり、市民が狛江に誇りと親しみを持てるように見直しを検討する。

■ 主催

狛江市民憲章見直し検討委員会／狛江市

■ 事業形態

狛江市民憲章見直し検討委員会と狛江市との市民協働事業
(平成28年度行政提案型市民協働事業)

狛江市民としての連帯感や誇りを持ち、地域の課題を共有するためには、市民憲章のような理念を市民が認識することが必要である。そのためにはもっと分かりやすく、市民が覚えやすい市民憲章であることが求められる。

市民の思いを盛り込んだ市民憲章となるよう、市民で構成する検討委員会が主体となり市と協働して取り組んでいく。

■ 検討委員会メンバー

役職	氏名
委員長	石黒 健司
副委員長	愛甲 悦子
委員	雨宮 法男
	新井 久代
	和泉 望
	児崎 豊満
	細谷 明美
	前川 省子

■ 委員会開催概要

	日時・場所	内容
第1回 (平成27年度)	平成28年3月4日(金) 午後7時 市役所503会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介 ・委員会の目的・規約について ・検討スケジュールについて ・他自治体の状況について
第2回	平成28年7月28日(木) 午後7時 防災センター303会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の進め方について ・他自治体への調査事項について
第3回	平成28年10月13日(木) 午後7時 防災センター401会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体への調査結果について ・平成29年度の進め方について
第4回	平成29年2月23日(木) 午後7時 市役所502会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度報告書について ・市民モニターへのアンケートについて ・平成29年度の進め方について

■ 市民憲章策定スケジュール

平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇委員会での意見抽出 ◇策定方法の検討
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民意見の収集 ◇市民憲章素案の作成
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇市民憲章素案の作成 ◇パブリックコメント ◇周知・広報
平成31年度	<ul style="list-style-type: none"> ◇周知・広報 ◇最終調整



平成32年10月1日

☆狛江市制施行50周年

狛江市民憲章 発表

■ 市民憲章に関する他自治体への調査の実施

対象：2011年以降に市民憲章を制定・改正した32市

実施期間：2016年9月7日～26日

方法：調査票は郵送にて送付。回答はFAXまたはEmailにて受領

○設問1 市民憲章を制定・改正したのはいつですか。

2011年制定・改正

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1 山口県 岩国市 | 6 兵庫県 加東市 | 11 宮崎県 日向市 |
| 2 群馬県 渋川市 | 7 千葉県 香取市 | 12 鹿児島県 始良市 |
| 3 山梨県 中央市 | 8 大分県 宇佐市 | 13 静岡県 浜松市 |
| 4 福岡県 みやま市 | 9 大分県 杵築市 | 14 石川県 野々市市 |
| 5 栃木県 日光市 | 10 愛知県 豊川市 | |

2012年制定・改正

- | | |
|------------|------------|
| 15 青森県 弘前市 | 17 高知県 香美市 |
| 16 秋田県 能代市 | 18 埼玉県 白岡市 |

2013年制定・改正

- | | | |
|--------------|--------------|------------|
| 19 千葉県 大網白里市 | 22 大分県 国東市 | 25 岐阜県 下呂市 |
| 20 富山県 氷見市 | 23 鹿児島県 伊佐市 | 26 新潟県 村上市 |
| 21 長崎県 佐世保市 | 24 広島県 安芸高田市 | |

2014年制定・改正

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 27 福島県 本宮市 | 28 岩手県 滝沢市 | 29 広島県 三次市 |
|------------|------------|------------|

2015年制定・改正

- | | | |
|-------------|--------------|--------------|
| 30 滋賀県 東近江市 | 31 滋賀県 近江八幡市 | 32 青森県 五所川原市 |
|-------------|--------------|--------------|

○設問2 「設問1」の時期に制定・改正したきっかけは何ですか。

※合計が32にならないのは、制定と改正の両方について回答があった市があるため

(市)

ア. 市制施行周年記念	18
イ. 市町村合併	8
ウ. その他	8

その他の例

- ・弘前城築城400年および合併5周年（弘前市）
- ・東日本大震災からの早期復興のため（本宮市）
- ・市総合計画基本計画の後期5年間の見直し時期に合わせて（国東市）

○設問3 制定・改正までの経過を教えてください。

(主な流れ)

委員会立ち上げ

↓

文案・キーワードを公募

↓

委員会で素案を決定

↓

パブリックコメント

↓

市民憲章案決定

↓

議会へ上程

↓

最終決定

その他

- ・文案・キーワードとともに意見を募集
- ・全く公募をせずに委員会で素案を作成している場合もあり
- ・ワークショップや意見交換会を実施

○設問4 委員会等を設置した場合、どのような構成ですか。(複数回答可)

(人)

人数	最少	4
	最多	34
	平均	12.0

(市)

構成	ア. 市民委員のみ	4
	イ. 有識者を含む	14
	ウ. 各分野から選出	18
	エ. その他	9

委員会構成例

学識経験者、福祉・農業・商業・教育・文化・体育・女性団体・民生・環境等の分野から、小中学校校長、大学教授、議員など

○設問5 制定・改正の目的・期待する効果は何ですか。(複数回答可)

(市)

ア. 市の方向性の基本とするため	9
イ. 市民の心構えや心の拠り所とするため	28
ウ. 自治体の良いところを再認識するため	13
エ. 市外に市の魅力を発信するため	1
オ. その他	5

その他の例

- ・合併で生まれた市であるため、市民の一体感の情勢と、村上市のまちづくりにおけるスローガンとしてつくられた。(村上市)

- ・郷土への愛着の醸成、市民の理想と生活目標を示すため。(三次市)
- ・東日本大震災からの早期の復興とまちづくりに対する市民意識の高揚を図る。(本宮市)

○設問6 制定・改正にあたり、心がけたことはありますか。(複数回答可)

(市)

ア. 語尾を統一する	16
イ. 覚えやすく短くする	16
ウ. アピールできる市の特徴を明記する	4
エ. その他	13

その他の例

- ・次世代に向け、新しいイメージを作ること。わかりやすく、唱和しやすいこと。(村上市)
- ・声に出して読むこと。(下呂市)
- ・市民が自主的に考え、活動に取り組んでもらうため抽象的な言葉で表したほか、市総合計画の基本目標に沿った本文とした。(香美市)
- ・はじめに広く市民の皆様から文案を募集し、その後、応募された文案を参考に、起草委員による草案の作成を行った。草案をもとに、委員が検討し、新市となった時の思いが市の基本構想には盛り込まれているとの委員の共通認識から、その思いを反映させたものとなっており、本文は、それぞれキーワードとなる「わ」の漢字を文頭に置き3条にまとめられた。
- ・常に心のよりどころとなる、心地よく耳に入ってくる、完結で分かり易い(小学生にも分かる)、できるだけ外国語を使わない。(岩国市)
- ・完結でわかりやすくする。できるだけ外来語を使わない。(香取市)
- ・音読したときに心地よく耳に入る、子どもから大人まで理解できるような平易で簡潔な文章を基本とする。(日向市)
- ・難解な言葉を避け、音韻やリズムに配慮した。(浜松市)
- ・文章を幅広い世代にわかりやすいような表現とした。(本宮市)

○設問7 制定・改正された際に、どのように発表・周知しましたか。(複数回答可)

(市)

ア. 市報	5
イ. 市ホームページ	29
ウ. ポスター	9
エ. チラシ	1
オ. フェイスブック	0
カ. ツイッター	0
キ. 講演会・イベント	4
ク. その他	10

その他の例（主なもの）

- ・市民憲章碑を建立。（渋川市、みやま市、佐世保市）
- ・記念式典にて紹介。（渋川市、日光市、伊佐市、本宮市、近江八幡市）
- ・記念品を作成。（クリアファイル、メモ帳、シールなど）（渋川市、下呂市、岩国市）
- ・市内施設に掲示、会議等で唱和、郵便封筒に印字。（複数市）
- ・その他、地元新聞やテレビで周知、書道コンクール実施、など。

現在も継続して行っていることがありますか。

（市）

ア. 市報	5
イ. 市ホームページ	29
ウ. ポスター	9
エ. チラシ	1
オ. フェイスブック	0
カ. ツイッター	0
キ. 講演会・イベント	4
ク. その他	10

その他の例（主なもの）

- ・パネル等の掲示。（複数市）
- ・会議や式典で唱和（複数市）
- ・郵便用封筒に印字（複数市）

○設問8 その他工夫した点など特記事項がありましたら、ご記入ください。

- ・市民憲章除幕式に当時の成人式運営委員（当該年度の成人式該当者）の出席を依頼し、若い世代へもアピールした。（渋川市）
- ・市民憲章の制定に伴い、石碑及び市のイメージソングを作り、イベントを行った。（宇佐市）
- ・誰からも親しまれ、覚えやすく、唱和しやすいこと。新市誕生5周年の節目にあたり、今までの形式にとらわれない新たな形式やフレーズ、若い人に受け入れやすい新しいイメージを作ること。（村上市）
- ・市民憲章の頭文字を「い・い・き・つ・き」にしています。また、頭文字に色付けをしており、市章の色を採用。（杵築市）
- ・市内各地区、公共施設にポスターを配布し、啓発している。市民憲章碑を市庁舎入口前に設置している。（加東市）

■ 市民モニターへのアンケート

実施期間：2017年3月6日～22日
 対象：市民モニター50人
 回答数：29人（回答率：58%）

○設問1 狛江市民憲章を知っていますか。

	人数	%
ア. 知っている	13	45%
イ. あることは知っているが内容は知らない	10	34%
ウ. 知らない	6	21%
合計	29	

○設問2 狛江市民憲章をどこで知りましたか。（複数回答有り）

	人数	%
ア. 市内の市民憲章板	14	45%
イ. 市役所の封筒	6	19%
ウ. 市ホームページ	2	7%
エ. その他	3	10%
無回答	6	19%
合計	31	

○設問3 現在の狛江市民憲章をどう思いますか。（複数回答可）

	人数	%
ア. 親しみやすい	7	13%
イ. わかりやすい	11	20%
ウ. 時代に合っていない	6	11%
エ. 難しい	2	4%
オ. 項目が多い	5	9%
カ. 覚えにくい	9	17%
キ. 狛江らしい	7	13%
ク. その他	7	13%
合計	54	

【その他の回答】

- ・当たり前であるべきことが、当たり前にかかれていてよいと思います。
- ・道徳的で特色もなく、どこの街にも言えることばかり。 ・親近感が薄い。
- ・当たり前すぎて心にひびかない。 ・個性がない。 ・きれい事ばかりな気がする。

○設問4 市民憲章を見直すにあたり、どのような市民憲章がよいと思われますか。

	人数	%	(複数回答可)
ア. 市の特徴を盛り込んだもの	11	16%	
イ. わかりやすいもの	9	13%	
ウ. 覚えやすいもの	6	9%	
エ. インパクトのあるもの	4	6%	
オ. 市外へ狛江を発信するようなもの	10	15%	
カ. 市民の規範となるもの	6	9%	
キ. 簡潔で短いもの	10	15%	
ク. 語尾を統一する	0	0%	
ケ. 見直さなくてよい	6	9%	
コ. その他	5	8%	
合計	67		

【その他の回答】

- ・人権を尊重する内容を追加する。 ・誰もが取り組めることを具体的に。
- ・多摩川の水害のイメージがあるので、「災害に強い」などを入れる。
- ・ファミリー世帯が多いので「子育て」などのキーワードを入れる。
- ・水、緑の豊かさを享受し、市民の文化活動、野外活動を促す。これを支える「人づくり」、農業等との共存共栄の「まちづくり」を目指す。

○設問5 狛江の好きなところ、よいと思うところは何ですか。(複数回答可)

	人数	%
ア. 緑が多い	10	12%
イ. 多摩川・野川	15	18%
ウ. コンパクト	8	10%
エ. 住環境が良い	13	15%
オ. 市民同士の距離が近く温かい	0	0%
カ. 地場産野菜	6	7%
キ. 坂が少ない	11	13%
ク. 市内のイベントが多い	2	2%
ケ. 古墳など歴史的資源がある	1	1%
コ. 安心安全	6	7%
サ. 絵手紙や音楽などの文化活動	2	2%
シ. 静か	10	12%
ス. その他	1	1%
合計	85	

○設問6 狛江を一言で表すとしたら、どのような言葉がふさわしいと思いますか。

- ・緑の静かな町
- ・坂のない町、水と緑に育まれた歴史の街
- ・豊かな水、緑がつくる優しいまち
- ・水と緑の街「こまえ」
- ・清々しい、清涼
- ・自然が多く環境が良くて住みやすい
- ・住みやすい
- ・住みやすいけれど、特徴のない市
- ・特徴がない
- ・普通
- ・安心して暮らせる街
- ・やさしい気持ちになれる街
- ・都民にあまり知られていない町
- ・小さな宝石箱（小さい市だけど川、緑、農園など自然がたくさんだから）
- ・都心に近い田舎
- ・都市の田舎
- ・日本で2番目に小さい市
- ・「コンパクト」がぴったりだと思います
- ・コンパクト
- ・コンパクトなcity!!
- ・23区じゃないのに03（電話番号）地域
- ・連帯
- ・主役度の高い街
- ・ずっと住んでいたいまち
- ・優しい
- ・新化、様変

○回答者について

①性別

	人数	%
ア. 男性	11	38%
イ. 女性	18	62%
合計	28	

②年代

	人数	%
ア. 10代	0	0%
イ. 20代	2	7%
ウ. 30代	9	31%
エ. 40代	4	14%
オ. 50代	4	14%
カ. 60代	7	24%
キ. 70代	2	7%
ク. 80代	1	3%
合計	29	

③居住年数

	人数	%
ア. 1年未満	0	0%
イ. 1～5年	8	27%
ウ. 6～10年	6	21%
エ. 11～20年	6	21%
オ. 21年以上	9	31%
合計	29	

④居住地

	人数	%
ア. 和泉本町	6	21%
イ. 中和泉	1	3%
ウ. 西和泉	0	0%
エ. 元和泉	1	3%
オ. 東和泉	1	3%
カ. 猪方	6	21%
キ. 駒井町	1	3%
ク. 岩戸南	4	14%
ケ. 岩戸北	3	11%
コ. 東野川	2	7%
サ. 西野川	4	14%
合計	29	



■ 平成 29 年度に実施する市民意見の収集方法案

☆収集すること

- ・キーワードの募集、投票

☆収集する方法

- ・市報、ホームページによる募集
- ・市内小中学校、高等学校へ募集
- ・企業、施設等へ募集チラシを配布
- ・市のイベントで募集
- ・啓発物品を作成

☆収集後の取扱い

- ・市報、ホームページで公表
- ・結果を基に素案作成

■ 委員会での各種意見

◇市民憲章とは。

- ・日本における市民憲章は「まちづくり」を基本としている。
- ・まちづくりの土台を謳うか、努力目標を謳うか、方向性を考えていく。

◇どのような市民憲章にしたいか。

- ・狛江のまちに愛着を感じられる市民憲章にしたい。
- ・狛江がどのようなまちかを表せるものがよい。
- ・時代が変わっても通用するものを。
- ・狛江の魅力を盛り込んで、わかりやすく親しみやすいものがよい。
- ・覚えやすくそらんじられるようなものがよい。

◇どのように検討していくか。

- ・狛江のイメージをたくさん出して、フレーズ化していく。
- ・子ども、お年寄り、企業等、様々なセクションに市民憲章について考えていただく。
- ・広く意見を聞き、市民みんなで作り上げたという感覚、参加意識をもってもらおう。

◇狛江のイメージは。

- ・ 自然に恵まれ歴史的なまち。
- ・ 全国で2番目に小さい。
- ・ 人がのんびりして優しい。
- ・ 多摩川に接している。
- ・ 市民参加が進んでいるまち。イベントには子どもからお年寄りまで幅広く参加する。

◇市民憲章の周知方法

- ・ 防災無線で市民憲章を流しては。
- ・ 市民まつりで大きく張り出す。
- ・ 市内転入時に市民憲章を印字したクリアファイルに各種書類を入れて配布する。
- ・ 制定時だけではなく何年もかけて浸透させる必要がある。



「市民憲章の見直し」事業実施報告書（平成 28 年度）
平成 29 年 3 月発行

狛江市民憲章見直し検討委員会／狛江市

狛江市企画財政部政策室協働調整担当

TEL 03-3430-1111（内線 2454）

FAX 03-3430-6870

E-mail kyodot@city.komae.lg.jp